

平成25年5月1日 開会
平成25年5月 日 閉会

平成25年第3回江差町議会臨時会 議案

署名議員

署名議員

議案目次

承認第1号	江差町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて……………	P 1
承認第2号	江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて……………	P 9
承認第3号	平成25年度江差町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて……………	P 13
承認第4号	平成25年度江差町水道事業会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて……………	P 27
議案第1号	平成25年度江差町一般会計補正予算(第2号)について……………	P 29

承認第1号

江差町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

江差町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年5月1日提出

江差町長 濱谷 一治

提案理由

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、江差町税条例の一部改正を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、江差町税条例の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分する。

平成25年3月30日

江差町長 濱 谷 一 治

江差町税条例の一部を改正する条例

江差町税条例（昭和25年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第2項中「法第314条の7第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

第54条第5項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行なう旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イの事業を含む。）」を削る。

第131条第4項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む。）」を削る。

附則第3条の2中「、第52条」を削り、「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセント割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセント割合を加算した割合（当該加算した割合が7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 当分の間、第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第4条第1項中「日本銀行法」の次に「（平成9年法律第89号）」を加え、「（以下本項）」を「（当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下

この項」に、「前条」を「前条第2項」に改める。

附則第4条の2中「第9項」を「第10項」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附則第7条の4中「附則第5条の5第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第10条の2の見出し中「附則第15条第2項第6号及び第10項」を「附則第15条第2項第6号等」に改め、同条第2項中「附則第15条第10項」を「法附則第15条第9項」に改める。

附則第17条の2第3項中「又は第37条の9の2から第37条の9の5までの」を「第37条の9の4又は第37条の9の5の」に改める。

附則第22条の2の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第1項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次頁において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。次頁において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次頁において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条規定を適用する。

附則第17条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項

附則第17条の2第3項	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条の2又は第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
附則第17条の3第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第18条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

附則第22条の2第2項中「前項の規定は、同項」を「前2項の規定は、これら」に、「前項」を「、これら」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所

有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

附則第23条第1項中「附則第45条第3項」を「附則第45条第4項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項」に、「第41条の2の2」を「第41条の2の2」に改め、同条第2項中「第13条の2第1項から第5項」を「第13条の2第1項から第6項」に、「附則第45条第4項」を「附則第45条第5項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「適用される法附則第5条の4の2第5項」を「適用される法附則第5条の4の2第6項（法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第3条の2、第4条、第4条の2、第7条の4、第17条の2及び第22条の2の改正規定並びに次条並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 平成26年1月1日

（2） 附則第7条の3の2及び第23条の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 平成27年1月1日

（延滞金に関する経過措置）

第2条 改正後の町税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（町民税に関する経過措置）

第3条 新条例附則第4条の2の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成25年度までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第22条の2第2項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

3 新条例附則第23条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の町民税について適用

し、平成26年度までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成25年4月1日前に地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律3号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修（当該耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。）に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第10条の3第6項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とする。

承認第2号

江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を
求めることについて

江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年5月1日提出

江差町長 濱谷 一 治

提案理由

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、江差町国民健康保険税条例の一部改正を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分する。

平成25年3月30日

江差町長 濱谷 一治

江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

江差町国民健康保険税条例（昭和40年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1号中「の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「属する被保険者が属する世帯」の次に「であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの」を、「において同じ。）」の次に「及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。）」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 特定継続世帯 24,600円

第7条の3第1号中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 特定継続世帯 6,150円

第21条第1項中「町民税所得割額」を削る。

第23条第1号イ中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

・特定継続世帯 17,220円

第23条第1号エ中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

・特定継続世帯 4,305円

第23条第2号イ中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

・特定継続世帯 12,300円

第23条第2号エ中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

・特定継続世帯 4,100円

第23条第3号イ中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

・特定継続世帯 4,920円

第23条第3号エ中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加

える。

・特定継続世帯 1, 230円

附則第16項中「附則第44条の2第3項」を「附則第44条の2第4項及び第5項」に、「第36条」を「第35条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第16項の改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 次項に定めるものを除き、改正後の江差町国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成25年以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例による。

2 新条例附則第16項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税に適用する。

承認第3号

平成25年度江差町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を
求めることについて

平成25年度江差町一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年5月1日提出

江差町長 濱谷 一 治

提案理由

企業支援型雇用創造事業に係る採択内示があつたことに伴い所要の経費を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成25年度江差町一般会計補正予算を次のとおり専決処分する。

平成25年4月1日

江差町長 濱 谷 一 治

平成25年度江差町一般会計補正予算（第1号）

平成25年度江差町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ10,197千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,570,897千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
労働費	雇用対策費	起業支援型雇用創造事業	10,197		10,197				
計			10,197		10,197				

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

	款 項	補正前の額	補正額	計
14	道 支 出 金	237,890	10,197	248,087
	2 道 補 助 金	42,509	10,197	52,706
	歳 入 合 計	4,560,700	10,197	4,570,897

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
5	労働費	12,131	10,197	22,328
	1 労働費	12,131	10,197	22,328
歳出合計		4,560,700	10,197	4,570,897

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
14 道 支 出 金	237,890	10,197	248,087
歳 入 合 計	4,560,700	10,197	4,570,897

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳					
				特定財源			一般財源		
				国道支出金	地方債	その他			
5労働費	12,131	10,197	22,328	10,197					
歳出合計	4,560,700	10,197	4,570,897	10,197	0	0	0		

(2) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
14 道支出金	237,890	10,197	248,087
2 道補助金	42,509	10,197	52,706
3 労働費道費補助金	6,539	10,197	16,736
歳入合計	4,560,700	10,197	4,570,897

単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
1 労働費補助金	10,197	起業支援型雇用創造事業補助

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
5 労働費	12,131	10,197	22,328	10,197			
1 労働費	12,131	10,197	22,328	10,197			
2 雇用対策費	6,541	10,197	16,738	10,197			
歳出合計	4,560,700	10,197	4,570,897	10,197	0	0	0

単位：千円

節		説明
区分	金額	
13 委 託 料	10,197	起業支援型雇用創造事業委託

承認第4号

平成25年度江差町水道事業会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて

平成25年度江差町水道事業会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年5月1日提出

江差町長 濱谷 一治

提案理由

伏木戸町の商業施設建設地における水道管の移設に係る所要の経費を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成25年度江差町水道事業会計補正予算を次のとおり専決処分する。

平成25年4月3日

江差町長 濱 谷 一 治

平成25年度江差町水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成25年度江差町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的支出）

第2条 予算第4条資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出

（単位：千円）

款	項	（既定予定額）	（補正予算額）	（計）
1 資本的支出		296,736	8,962	305,698
	1 建設改良費	32,855	8,962	41,817

議案第1号

平成25年度江差町一般会計補正予算（第2号）について

平成25年度江差町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ5,999千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,576,896千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成25年5月1日提出

江差町長 濱谷 一 治

提案理由

平成25年度江差町一般会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他変更をする必要が生じたことによる。

平成25年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
消防費	常備消防費	檜山広域行政組合負担金(消防救急デジタル無線整備実施設計)	5,999			5,900		99	
計			5,999			5,900		99	

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰越金		100	99	199
	1 繰越金	100	99	199
20 町債		292,367	5,900	298,267
	1 町債	292,367	5,900	298,267
歳入合計		4,570,897	5,999	4,576,896

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
9 消 防 費		218,232	5,999	224,231
	1 消 防 費	218,232	5,999	224,231
歳 出 合 計		4,570,897	5,999	4,576,896

第2表 地方債補正

(追加)

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防救急デジタル無線整備実施設計	5,900	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
18 繰越金	100	99	199
20 町債	292,367	5,900	298,267
歳入合計	4,570,897	5,999	4,576,896

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
9消 防 費	218,232	5,999	224,231		5,900		99
歳 出 合 計	4,570,897	5,999	4,576,896	0	5,900	0	99

(2) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
18 繰越金	100	99	199
1 繰越金	100	99	199
1 繰越金	100	99	199
20 町債	292,367	5,900	298,267
1 町債	292,367	5,900	298,267
6 消防債	0	5,900	5,900
歳入合計	4,570,897	5,999	4,576,896

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1 前年度繰越金	99	前年度繰越金
1 消防債	5,900	消防救急デジタル無線整備実施設計

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
9 消防費	218,232	5,999	224,231		5,900		99
1 消防費	218,232	5,999	224,231		5,900		99
1 常備消防費	192,461	5,999	198,460		5,900		99
歳出合計	4,570,897	5,999	4,576,896	0	5,900	0	99

単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
19 負担金補助及び交付金	5,999	檜山広域行政組合負担金（消防救急デジタル無線整備実施設計）

(4) 地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書

単位：千円

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込額		当該年度 現在高見込額	
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 償還見込額		
4 その他	4,325,836	4,146,681	278,967	425,159	4,000,489	
(1) 過疎対策事業債	581,002	579,943	55,900	117,751	518,092	
合計	補正前の額	6,818,678	6,869,650	292,367	718,050	6,443,967
	補正額			5,900		5,900
	補正後の額	6,818,678	6,869,650	298,267	718,050	6,449,867



